

山口県報

令和元年
8月30日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………一
保安林の指定(森林整備課)……………二
道路の区域の変更(道路整備課)……………二
道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………三
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………三



山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次

のように改正する。

別表第二の一の表十の項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以上)に改め、同表十四の項第二号ホ並びに同号へ(1)(2)及び(3)並びに別表第二の三の表二の項第二号中「かご」を「籠」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する公共的施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。



山口県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	名称	所在地	指定年月日
河邑 和弘	つばき治療室	萩市大字椿東六二七〇	令和元、七、一八

山口県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字一ノ俣字だけ一〇五〇一の五、一〇五〇七の一、字なめらが浴一〇五三四の四、一〇五三四の六、字いちご畑一〇五三六の四、一〇五三六の七、一〇五三六の八、一〇五三六の一〇から一〇五三六の一三まで、一〇五三六の一五から一〇五三六の一七まで

萩市大字佐々並字上小郷一二六七の一、一二六七の二、一二六八、字内草一四五一から一四五三まで、一二二一の一、一二二二の一、字小郷一〇五五八の一から一〇五五八の四まで、一〇五五九、一〇五六〇の一、一〇五六一の二、一〇五六一の三、一〇五六二、一〇五六三の一、一〇五六三の二、一〇五六四、一〇五六五、一〇五七〇の九、字中山一〇五六一の一、一〇五六一の五、一〇五六一の七、一〇五六一の九、一〇五六一の一五、一〇五六一の一六、一〇五六一の一八、一〇五六一の二〇、一〇五六一の二二から一〇五六一の三四まで、一〇五六一の三六から一〇五六一の四一まで、一〇五六一の四四、一〇五六一の四六から一〇五六一の四九まで

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年八月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 宮野上山口停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市宮野下字中六反地七八三の一地 先から 同市宮野下字棚ノ下一〇〇八の一地先 まで	最狭 一三・五 二二・八	最狭 一二・三 一三・五	七七二・〇		
山口市宮野下字中六反地七八三の一地 先から 同市宮野下字棚ノ下一〇〇八の一地先 まで	最狭 一三・五 二二・八	最狭 一二・三 一三・五	七七二・〇		
山口市宮野下字中六反地七八三の一地 並びに 山口市宮野下字中六反地七八三の一地 先から 同市宮野下字上湯津一〇三〇の一二地 先まで	最狭 一三・五 二二・八	最狭 一二・三 一三・五	七七二・〇		ダブルウェイ
山口市宮野下字上湯津一〇三〇の一二地 及び 同市宮野下字上湯津一〇三〇の一二地 先から 同市宮野下字棚ノ下一〇〇八の一地先 まで	最狭 一三・五 二二・八	最狭 一二・三 一三・五	七七二・〇		一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)

山口県告示第百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和元年八月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宮野上山口 停車場線	山口市宮野下字中六反地七八三の一地先から 同市宮野下字仁江田九二八の二地先まで	令和元年八月三十日



(九五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字山田字上久保及び字久保
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字生野屋四一四番地一
社会福祉法人孝志会



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分第十二号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年八月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十八の表中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

別表第一の五十九の表中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」に改める。

別表第一の六十の表第三条第二項の項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和元年九月一日から施行する。

令和元年八月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁